

## 千葉市と株式会社ビックカメラとの包括的な連携に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社ビックカメラ（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的に連携し、双方の資源、ノウハウを有効に活用した協働による活動を推進することにより、個性や魅力を高め未来へつなぐまちづくり、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）魅力と活力にあふれる未来のまちづくりに関すること。
- （2）千葉市の広報・広聴に関すること。
- （3）地域の安全・安心及び災害対策に関すること。
- （4）環境の保全に関すること。
- （5）子育て・青少年育成の支援に関すること。
- （6）文化、スポーツ及び観光の振興に関すること。
- （7）市民の健康・福祉の増進に関すること。
- （8）その他、本協定の目的達成に資すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上、決定する。

3 乙は甲と協議のうえ、第1項各号に定める事項の一部を乙の関係会社及び代理店等に実施させることができる。

### （守秘義務）

第3条 甲、乙及び第2条第3項に定める乙の関係会社及び代理店等は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の2ヶ月前までに両者のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 甲又は乙のいずれかから本協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、必要な変更を行うものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年10月 日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市

千葉市長 神谷俊一

乙 東京都豊島区高田3丁目23番23号  
株式会社ビックカメラ

代表取締役社長 秋保徹